

令和7年度も応急仮設住宅の供与が継続する
大熊町、双葉町の皆様へ

福島県避難市町村家賃等支援事業について

○「令和6年度」助成金の申請受付期限について

令和6年度助成金（令和7年3月分まで）の申請受付期限を、本助成金給付要綱で定める「令和7年3月31日まで」から「**令和7年8月31日まで**」延長する予定です。

○「令和7年度」助成金の助成要件について

■ 応急仮設住宅の供与が令和8年3月末まで一律延長された大熊町、双葉町から避難し、やむを得ない事情により、東京電力からの家賃賠償終了後又は応急仮設住宅等からの移転後、継続して賃貸住宅等へ居住することを余儀なくされ、家賃等の支援を必要とする次の世帯は、引き続き助成対象とする予定です。

①東京電力から**平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯**

②応急仮設住宅等から賃貸住宅等へ移転（※）後、これまでに**本事業の助成を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯**

※ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して令和元年6月30日までに賃貸住宅等へ移転

■ 助成額等（令和6年度と同様）

賃貸住宅等1戸につき、原則として**令和7年3月分助成額が上限**です。

○ 初めて本事業の助成を受ける場合の上限額は以下の3つの額のうち最も少ない額です。

1 実際に負担している**家賃**（共益費・管理費を含む）

2 **入居者数に応じた金額**（4人以下月6万円、5人以上月9万円）

3 平成30年3月分の東京電力の**家賃賠償額**

○ **居住可能な持ち家を有する世帯、または応急仮設住宅の供与を受けている世帯は、助成対象外**です。ただし、居住可能な持ち家を有する世帯であっても、通院や高校生以下の通学など、被災時の世帯の一部が別の賃貸住宅等に居住せざる得ない場合は、助成の対象とする場合があります。

○ 応急仮設住宅等として居住している住宅に係る家賃負担額は、助成対象外です。

※ 令和7年度の事業要綱は、令和7年3月末頃（当初予算成立後）に公表予定です。

※ 令和8年3月で応急仮設住宅の供与が終了することから、当該事業の助成も「**令和8年3月分**」で**終了**します。

問い合わせ先 <福島県家賃等支援事務センター>

電話番号 0120-900-775（通話料無料）

受付時間 9時から18時まで（土日祝日、年末年始を除く）